

# 河野氏、富田氏、風間氏が行政相談委員に委嘱されました

▼問い合わせ 地域活動推進課くらし安心担当  
(内線252)

▼日時 毎月第3月曜日午後1時30分  
～3時30分  
▼場所 産業文化会館2階第1会議室  
行政相談を実施しています



風間 祥一氏  
(谷郷)



富田 祐子氏  
(佐間)



河野 恭男氏  
(真名板)

国の行政機関などの業務に関する苦情や意見・要望などを聴き、その解決や実現を図るため、皆さんの身近な相談相手となる行政相談委員として、令和3年4月1日付けで河野恭男氏、富田祐子氏、風間祥一氏が総務大臣から委嘱されました。

## 統計調査員を募集します

市では国や県の統計調査を行う統計調査員を募集します。

### ▶登録資格

- 20歳以上で責任を持って業務を行える方(学生を除く)
- 調査上知り得た事項を他に漏らさない方
- 税務、選挙および警察用務に直接関わりのない方
- 暴力団員その他反社会的勢力と関係のない方

### ▶主な業務内容

- 市が開催する調査員説明会への出席
- 担当調査区の範囲と調査対象の確認
- 調査についての説明と調査票の配布および記入依頼
- 調査票の回収
- 回収した調査票の整理、市への提出

### ▶身分・報酬

- 登録調査員は調査期間中(2カ月程度)、国または県が任命する非常勤の公務員となります。
- 報酬は1調査当たり2万円～5万円程度です。

▶申し込み 広報広聴課で「調査員登録申込書」に必要事項を記入の上、提出してください。なお、本人確認書類(運転免許証など)を提示していただきますので、ご持参ください。

▶問い合わせ 同課(内線319・322)

## 令和3年経済センサス—活動調査を実施します

経済センサス—活動調査は、全産業分野の売上金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、わが国における事業所・企業の経済活動を全国のおよび地域別に明らかにするとともに事業所および企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施するものです。



調査の結果は、国および地方公共団体の行政施策の立案や、民間企業の経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。回答にご協力くださいますようお願いいたします。

▶調査期日 令和3年6月1日現在

▶調査対象 全国全ての事業所・企業

### ▶主な調査事項

- (1)基礎項目 名称および電話番号、所在地、経営組織、従業員数、主な事業内容など
- (2)経理項目 資本金などの額および外国資本比率、売上金額、費用総額および費用項目、事業別売上金額など

### ▶調査方法

- (1)調査員調査 調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答または郵送により記入済みの調査票を回収する方法により行います。  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査員による直接回収は行いません。
- (2)直轄調査 国が企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配布し、国、都道府県および市がインターネットによる回答または郵送により記入済みの調査票を回収する方法により行います。

▶その他 詳しくは、経済センサス—活動調査2021キャンペーンサイト(<https://www.e-census2021.go.jp/>)をご覧ください。

▶問い合わせ 広報広聴課(内線319・322)

# 市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

### 納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差し押さなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差し押さえなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※令和3年中の延滞金の率は、法律の規定により年8.8パーセントです(ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.5パーセント)。

### 納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

※市税は納期内納付が原則ですが、「災害、盗難、疾病」、「事業の休業」、「事業継続や生活維持の困難」などの一定要件に該当する場合には、申請により原則として1年以内に限り納付時期の遅延や分割納付、財産の差し押さえや換価が猶予される場合もあります。

### 休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午  
※年末年始を除く
- ▶夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時  
※祝日、年末年始を除く
- ▶場所 税務課

### 令和3年度 市税納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	6月30日(※)	8月31日(火)	11月1日(月)	12月27日(月)	
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	5月31日(月)	8月2日(月)	9月30日(木)	11月30日(火)	
軽自動車税	全期				
	5月31日(月)				
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	8月2日(月)	8月31日(火)	9月30日(木)	11月1日(月)	11月30日(火)
	第6期	第7期	第8期	第9期	
	12月27日(月)	1月31日(月)	2月28日(月)	3月31日(木)	

### 市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。一度手続きをしていただければ、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所などに出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶申し込み 預金通帳と通帳届出印を持参し、市内各金融機関または税務課で手続きをしてください。また、税務課では、キャッシュカードとその暗証番号により申し込みができます。申し込みの際は、取り扱えない金融機関や取り扱えないキャッシュカードがありますので、事前に問い合わせください。

### コンビニ・スマホ決済アプリ(PayB)で納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。スマホ決済アプリ(PayB)はダウンロードが必要となります。

### ▶コンビニ・スマホ決済アプリ(PayB)で納付できない納付書

- 納期限を過ぎたもの
- バーコードのないものや、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れないもの
- 各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超えるもの
- 金額を訂正したものや、金額を書き加えたもの

※これらの場合は、税務課や金融機関などをご利用ください。

▶注意事項 スマホ決済アプリ(PayB)をご利用の場合、領収書や納税証明書は発行されません。お急ぎで納税証明書が必要な方は税務課や金融機関、コンビニで納付してください。

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)